学　第　３６４　号
令和４年７月29日

各私立学校設置者　様
（小・中・高・専（高等課程）・特）

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立高等学校等授業料等減免等事業補助金事務取扱要領の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正しましたので通知します。

記

〔主な改正内容〕

（１）　私立小学校・中学校に在学する低所得世帯に属する児童生徒に係る授業料に対する補助制度（小中学校の授業料の負担軽減）の終了に伴い、該当箇所及び様式を削除。

（２）　私立小学校・中学校に在学する児童生徒の保護者等が、家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる場合についての認定方法及び減免期間を改正。

（３）　家計急変の範囲について、長期療養した場合、離婚した場合及び不慮の災害により被災した場合を追記。

（４）　新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した場合の補助対象期間を令和４年度末までに延長。

〔担当〕私学振興担当　杣
TEL：019-629-5041
FAX：019-629-5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp